

国際観光・ビジネス科

せいせきひょうか

【成績評価】

けんていしゅうとくじょうきょう にちじょう じゅぎょうたいど かくにん しゅっせきりつ しゅくだい きまつしけん けっか
検定取得状況、日常の授業態度、確認テスト、出席率、宿題、期末試験の結果

せいせき だ どりよく とく ひょうか
から成績を出します。努力したことは、特に評価します。

ひょうかきじゆん

【評価基準】

ゆう りょう か ふか だんかい
「優」、「良」、「可」、「不可」の4段階です。

ゆう かもく がくしゅうないよう りかい にちじょう じゅぎょうたいど ゆうしゅう ひと
優・・・科目の学習内容をよく理解し、日常の授業態度が優秀な人。

りょう かもく がくしゅうないよう りかい にちじょう じゅぎょうたいど よ ひと
良・・・科目の学習内容をよく理解し、日常の授業態度が良い人。

か かもく がくしゅうないよう りかい にちじょう じゅぎょうたいど ふつう ひと
可・・・科目の学習内容の理解も、日常の授業態度も普通の人。

ふか かもく がくしゅうないよう りかい にちじょう じゅぎょうたいど よ
不可・・・科目の学習内容をあまり理解せず、日常の授業態度もあまり良く
ない人。また、科目の出席率が80%未満の人。

しけんしかく

【試験資格】

かくかもく しゅっせきりつ みまん ばあい かもく ひょうか ふか ていき
・各科目の出席率が80%未満の場合は、その科目の評価は「不可」となります。定期

しけん ほか ついしけん う
試験の他に追試験を受けてください。

【追試験・再試験】

びょうき せいとう りゆう しけん う ばあい ふか ついしけん う
・病気や、正当な理由なく試験を受けなかった場合は「不可」となります。追試験を受
けてください。

ついしけん ごうかく ばあい せいせき か
・追試験に合格した場合の成績は「可」になります。

た え りゆう こうけつ じゅけん ばあい
・インフルエンザやその他のやむを得ない理由(公欠)で受験できなかった場合は
「再試験」をします。(公欠の場合は、再試験料はありません)

しけん せいとう りゆう じゅけん ばあい ふか しんきゅう そつぎょう
・どの試験も正当な理由なく受験しなかった場合は「不可」になり、進級・卒業がで
きません。

【試験に対する注意事項】

- 試験中に話したり、カンニングをしたりした場合は、すぐに教室から退室させます。
成績は「不可」になります。
- 試験中に鉛筆や消しゴムを貸したり、借りたりしてはいけません。
- 試験を受ける際は、学生証を机の上に置いてください。学生証がない場合は、受験
できません。受付で「仮学生証」（100円）を作ってもらってください。
- 机の上に筆記用具と学生証以外の物を置かないでください。
- かばんは机の下に置いてください。
- 試験用紙は持って帰ってはいけません。必ず先生に出してください。
- 試験が始まってから30分経つまでは、教室から出ることはできません。
- 遅刻は30分までです。

【進級・卒業基準】

- 出席率が90%以下の場合は、進級・卒業ができません。
- 試験に合格しなければ、進級・卒業ができません。
- 成績に「不可」がある場合は、進級・卒業ができません。

ちょうかいきじゆん
【懲戒基準について】

がくせい ふてきせい こうい ばあい した きじゆん もと きょうぎ うえしよぶん
学生として不適正な行為をした場合は、下の基準に基づき、協議の上処分します。

いはんないよう 違反内容	しよぶんないよう 処分内容			
	けいび 軽微	→		じゅうだい 重大
がっこう ふうき みだ こうい 学校の風紀を乱す行為 たにん めいわく こうい 他人に迷惑をかける行為	ちゅうい 注意	くんこく 訓告	ていがく 停学	たいがく 退学
しゅうがくきそくいはん 就学規則違反 りょうきそくいはん 寮規則違反	ちゅうい 注意	くんこく 訓告	ていがく 停学	たいがく 退学
にほん ほうりつ いはん ふきそ 日本の法律に違反（不起訴）			くんこく 訓告 ていがく 停学	たいがく 退学
にほん ほうりつ いはん きそ 日本の法律に違反（起訴）				たいがく 退学
がくひ みのう 学費の未納				たいがく 退学

【アルバイトについて】

- アルバイトは、「資格外活動許可」がなければできません。
- アルバイト中は、「資格外活動許可証」を携帯しなければいけません。また、期限切れも違法です。
- アルバイトの時間は週28時間までです。必ず守ってください。また、夏休み、冬休み、春休みは週に40時間まで（1日8時間まで）アルバイトができます。
- 風俗関係のお店で働いてはいけません。掃除もだめです。
- 違反した場合、懲役や罰金、強制帰国などの罰則があります。
- アルバイトを無断欠勤してはいけません。休むときは必ずアルバイト先に連絡してください。他の人の迷惑になります。
- アルバイトを新しく始めたり、辞めたりしたときは、必ず担任の先生に連絡してください。

【生活面】

- 学校の寮では、規則を守ってください。守らない場合は、退寮となります。
- 旅行・一時帰国

1泊以上の国内旅行をする場合や、一時的に帰国する場合は、必ず担任の先生に報告してください。その後、「旅行・一時帰国届」に記入して、担任の先生と校長からの許可をもらってください。チケットの購入は許可をもらってから行ってください。また、やむを得ない理由で予定が変更となったときは、担任の先生にすぐ連絡し、許可をもらってください。無許可のまま勝手に予定を変更すると、退学となる場合があります。

【学費・補助活動費納入について】

- ①学費・補助活動費は必ず期限までに納入しなければなりません。払わなかった場合は、各種の届出（卒業見込証明書など）を発行することができません。
- ②授業料を長期間払わなかった場合は、退学となります。

＜禁止事項（罰金有）＞

- ①飲酒運転
 - ②二人乗り
 - ③並走
 - ④夜間の無点灯
 - ⑤傘をさしながらの運転
 - ⑥携帯電話を使用しながらの運転
- 自転車を買ったなら、防犯登録をしてください。（500円程度かかります）
 - 自転車は必ず駐輪区域に止めてください。それ以外の場所に駐輪すると、撤去される場合があります。
 - 放置自転車を使わないでください。窃盗罪になります。
 - ナイフなどを理由なく持ち歩かないでください。犯罪になります。

＜注意事項＞

- 在留カードはいつも持ち歩きましょう。
- トラブルがあった場合は、すぐに学校に連絡してください。